

建築基準法第43条第2項第2号許可における「協定道路」制度の運用開始のお知らせ

令和7年4月1日より、建築基準法第43条第2項第2号許可において「協定道路」制度の運用を開始します。

■協定道路とは

法第42条に定義される道路に該当しない通路で、あらかじめ周辺権利者間（協定者）で合意形成を図り、締結した協定書を北九州市に届け出ることにより、北九州市が法第43条第2項第2号許可に必要な権利者の同意を得ている通路として取扱う制度です。

※協定書を締結することにより、許可申請の度に求めている権利者の同意書の提出を省略することができます。

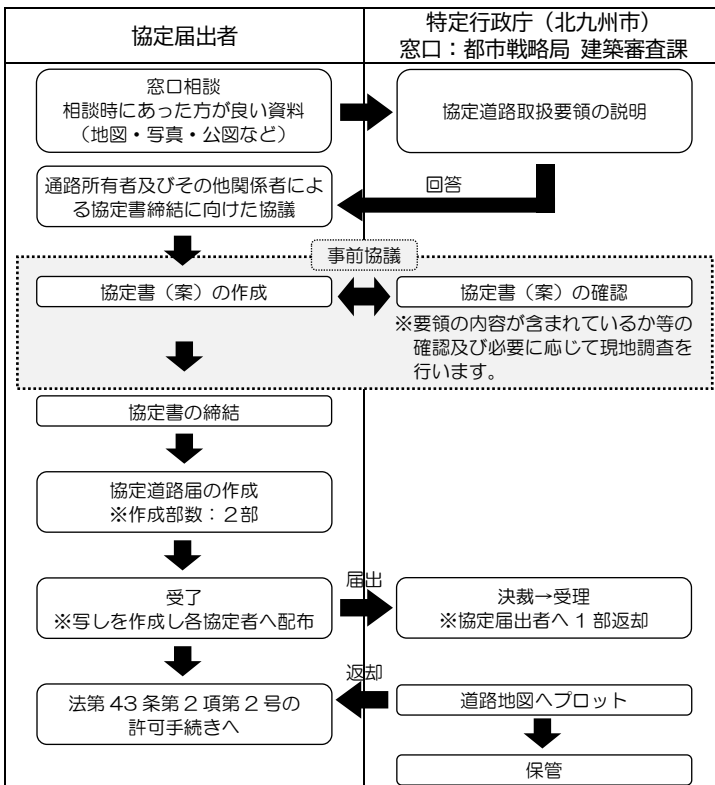
現況の幅員が1.8m以上の通路が対象となり、現況の通路及び後退部分に係る土地・建築物の所有者は必ず協定書の締結に参加することが条件となります。

届出のあった協定道路は、建築審査課窓口の道路地図で確認でき、図面等を閲覧することができます。

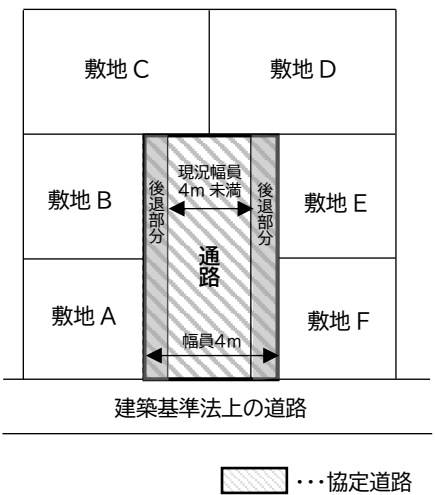
■協定書を締結するにあたっての留意事項

- 協定道路は法第42条の道路ではなく、許可基準を運用するための通路であること
- 幅員4m未満の通路については、現況の通路中心線からの後退又は一方的な後退等により、将来的に幅員4m以上の通路を確保・整備し、将来にわたって担保すること
- 協定者が所有権を移転する場合は、継承者に協定書の内容及びその協定が継承者に継承されることを十分に説明すること

■手続きの流れ



■協定道路のイメージ図（参考）



【お問合せ先】

北九州市都市戦略局建築審査課
担当：橋爪、有重、黒木
電話：093-582-2535

※詳細は北九州市協定道路取扱要領をご覧ください。